

プラス

「メディフィットー時払終身+がん」の発売

（一生涯の死亡保障・資産をまもる機能に、がん医療保障をプラス！）

メディケア生命保険株式会社(本社：東京都江東区、取締役社長：西野貴智、以下「当社」)は、2026年2月2日(月)から三井住友信託銀行株式会社および保険ショップ等の代理店において、一時払がん医療終身保険(26)「**メディフィットー時払終身+がん**」を発売いたします。

当社はこれまで、ブランドビジョンである「みらいにフィット、安心をもっと」を合言葉に、医療保険「新メディフィットA」をはじめ、お客さまのみらいと安心にフィットする商品の提供に取り組んでまいりました。そしてこの度、大切な資産をまもりつつ、がんにも備えたいというニーズにお応えすべく「**メディフィットー時払終身+がん**」を商品ラインアップに加えることになりました。

この商品は「お客さまの大切な資産をまもり、価値あるものに。」という想いから生まれました。死亡やがんによる入院・手術・放射線治療等に一生涯にわたって備えるとともに、ご契約から一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料と同額に達し、その後一生涯増え続ける商品となっております。また、3つの告知項目で加入可否をご判断いただけますので、持病をお持ちの方でも、ご病気の内容によってはお申し込みいただけます。

当社は住友生命グループの一員として、時代を先取りした商品の開発でお客さまのみらいと安心にもっとフィットすることで「一人ひとりのよりよく生きる=ウェルビーイング」に貢献し、すべてのステークホルダーの皆さまから最も身近に感じていただける会社となるよう努めてまいります。

<メディフィットー時払終身+がんのポイント>

- **のこす（一生涯の死亡保障）**：ご契約から一定期間を経過すると、死亡保険金額は一生涯増え続けます。
- **まもる（資産をまもる機能）**：ご契約から一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料と同額に達し、一生涯増え続けます。
- **そなえる（一生涯のがん医療保障）**：がんによる入院・手術・放射線治療等も保障します。

一時払がん医療終身保険(26)



New



©MCL/ADK

この件に関するお問合わせ先

【お客さま】 コールセンター 0120-315-056
 【報道関係者さま】 経営管理部 03-5621-3367

1. 仕組み図 (イメージ)

- ご契約例
- 主契約の基本保険金額(一時払保険料)：500万円 がん入院給付日額：5,000円 保険期間：終身
 - 一時払がん先進医療・患者申出療養終身特約(26)の基本保険金額(一時払保険料)：50万円 保険期間：終身

死亡保険金額は、主契約および特約それぞれ次の金額のいずれか大きい金額です。

- 基本保険金額(一時払保険料と同額)
- 被保険者死亡時の保険料積立金額(解約返戻金額と同額)

がんにより各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、
死亡保険金額・解約返戻金額が減ることはありません！



(主契約)



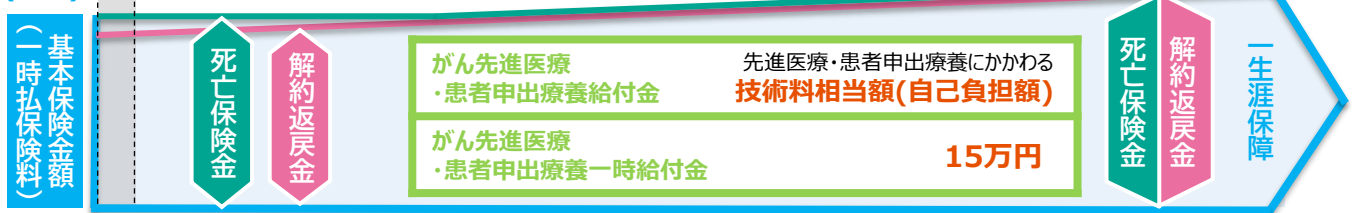
責任開始日※(契約日) がん責任開始日

90日間



- がんの医療保障はありません。
がんの医療保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。

(特約)



※ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の死亡保障が開始(責任開始)されます。ご契約の死亡保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



- 予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、契約日における利率が保険期間を通じてご契約に適用されます。そのため、この保険をお申し込みいただいた月の月末までに一時払保険料相当額のお払込みが未了の場合および告知が行われない場合、ご契約に適用される予定利率は、お申込時にご案内した予定利率と変わることがあります。予定利率が変わると、死亡保険金額や解約返戻金額等の推移も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

死亡保険金額や解約返戻金額の推移および予定利率については設計書を必ずご確認ください。

2. 商品概要

一時払がん医療終身保険(26)

保険金・給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
死亡保険金 がんに限らず保障	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・基本保険金額(主契約の一時払保険料と同額) ・被保険者死亡時の主契約の 保険料積立金額 (解約返戻金額と同額)	—
がん入院給付金 ※1 がん手術給付金 ※1 がん放射線治療給付金 ※1 がん骨髄移植給付金 ※1	がんにより1日以上入院されたとき がんにより公的医療保険制度対象の手術を受けられたとき がんにより公的医療保険制度対象の放射線治療を受けられたとき がんにより公的医療保険制度対象の骨髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額※3×入院日数 がん入院給付日額※3×10倍 がん入院給付日額※3×10倍 がん入院給付日額※3×10倍	支払日数無制限 支払回数無制限 支払回数無制限(60日に1回) 支払回数無制限

* 死亡保険金額・解約返戻金額については設計書をご確認ください。



- ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。

一時払がん先進医療・患者申出療養終身特約(26)

保険金・給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
死亡保険金 がんに限らず保障	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 (この特約の一時払保険料と同額) ・被保険者死亡時のこの特約の 保険料積立金額 (解約返戻金額と同額)	—
がん先進医療・患者申出療養給付金 ※1 がん先進医療・患者申出療養一時給付金 ※1	がんにより先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかわる 技術料相当額(自己負担額) 15万円	がん先進医療・患者申出療養給付金とがん先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して 2,000万円

* 死亡保険金額・解約返戻金額については設計書をご確認ください。



- ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。
- 療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

※1 がんの医療保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、がんの医療保障について、給付金をお支払いできません。この場合、以後のがんの医療保障はありません。

※2 上皮内がんとは、がん細胞が上皮内にとどまり、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます(部位によって上皮内がんの定義は異なります)。

※3 がん入院給付日額は、主契約の基本保険金額に0.001を乗じて計算します。

がんににより各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、死亡保険金額・解約返戻金額が減ることはありません！

